令和８年度部活動指導計画

１　望ましい部活動の在り方

(1)　部活動の位置づけと意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。（令和３年改訂）

(2)　望ましい部活動の在り方

ア　生徒の健全な成長発達を目指し、生徒の人格や人権を尊重しながら、意思や成長を最優先に考える。

イ　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって心身の健康を保持増進することや豊かな生活を育むための資質・能力の育成を図り、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう指導する。

ウ　生徒の自主性・自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。

２　部活動のねらい

(1)　心身の健康の保持・増進
(2)　集団や仲間意識の高揚を図り、生きる力を育成
(3)　健全な競争意識や共同の精神の育成
(4)　教師と生徒及び生徒相互の人間関係の向上
(5)　技能・能力の向上
(6)　基本的生活習慣の確立
(7)　ボランティア精神の高揚
(8)　支えてくれている方々や施設・道具等への感謝の気持ちを育む

３　今年度の部活動の重点

(1)　部活動に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成に資するため、新入生への部活紹介、部活動集会の実施、部活動強化月間の実施、生徒が参加しやすい実施形態の工夫など、部活動の活性化を図るとともに、休養日等の設定や健康への配慮など活動の適正化に努める。

(2)　学校の環境美化及び生徒活動の活性化に貢献するため、各部による朝のあいさつ活動や施設・設備の清掃などのボランティア活動、学校行事や生徒会活動の推進団体として活動の充実に努める。

4　部活動指導計画（育成を目指す資質・能力）

(1)　めざす生徒像

①　互いに協力し合いチームワークを深め、好ましい人間関係を育てられる生徒

②　技術・技能を磨き、正しい生活習慣や食習慣を考え、望ましい身体と強い精神を鍛える生徒

③　進んであいさつや清掃活動等ができるボランティア精神が旺盛な生徒

(2)　指導方針

① 学校教育の一環であることを前提に、社会・学校・競技のルール全てを守れるよう指導する。部活動は基本的に学校の校則内容に則って運営するものとし、対外試合や校外での練習試合等においても校則を遵守するものとする。

② 部員・保護者・学校が一体となって連携をはかり、共通理解のもと指導にあたる。

③ 教師・生徒の信頼関係を深め、生徒の個性の尊重と柔軟な運営のもと指導にあたる。

④ 自ら進んであいさつや清掃活動等を行い、部活動を通してスポーツ精神を養い、エチケット・マナー、感謝の心等が身に付くように指導にあたる。

⑤ どのような場面でも、自主的・自発的に計画・実践活動でき、他の生徒の模範となるよう指導にあたる。

⑥ シーズン活動となる駅伝は、代表選手を全部活動から選出するため、一体となって駅伝行事に参加する。

(3) 指導体制

①　定例部活動顧問会を学期に１回程度行う。また、必要に応じて臨時に行うことができる。（※部活動顧問会は体育主任・各部顧問により構成される。）顧問会での内容は校長・教頭へ随時報告をする

②　指導体制は複数顧問制とし、顧問・副顧問を割り当てる。部活動中の事故防止等、部員の安全の確保や顧問の負担軽減に資する。

令和８年度　部活動顧問

設置部	顧問	設置部	顧問
男子バレーボール部		女子バレーボール部	
男子バスケットボール部		女子バスケットボール部	
野　球　部			
テニス部			
男子駅伝部		女子駅伝部	

(4)　部活動規定

①　入退部に関する規則

ア　入部・・・所定の用紙に保護者と連署の上、部活顧問に提出する

イ　退部・・・所定の用紙に保護者と連署の上、部活顧問に提出する

② 外部コーチに関する規則

外部コーチを付ける際は学校長が認め､本校の部活動指導方針を遵守してもらう。中体連規則により沖縄県外部コーチ登録とスポーツ保険の加入を必ず行う。

③ 活動時間について

ア 活動時間は放課後の時間をあてる。活動時間は通年６時までとし、６時１０分完全下校とする。

イ 早朝練習等を行う場合は、校長の許可を得て、７時４０分まで活動できる。

ウ 全ての部活動は、原則として土、日のいずれか１日と、平日１日の休養日を設けること。

エ 長期休業中の活動は、指導者が付き添いのもと行う。活動時間は、平日２時間程度、休業日３時間程度とする。

オ 毎月第３日曜日「家庭の日」となるため、活動は行わない。
（大会等はその限りではない）

カ 全ての土曜日また日曜日は地域部活動の日とし、基本、顧問がついての指導は行わず外部指導者、もしくは保護者会での指導･管理のもと実施し、対応不可は休みとする。

尚、外部コーチや保護者が対応できない場合、顧問が指導したい場合は可とする。

※対応できない場合においても、顧問の積極的な休み取得を推奨する。

※大会等であった場合は、他の週に代替えする。

期間	活動月	活動時間	完全下校時間
通年	通年	帰りの会終了～午後6時00分	午後6時10分

④ 身なりについて

ア 部活動については、活動に適した服装で活動する。

イ 学校行事等での「部の服装」は一切認めない。（長期休みの日直や球技大会等）

⑤ 合宿・対外試合・練習試合への参加について

ア 合宿や大会への参加は、事前に校長の許可を得る。

イ 顧問及び外部コーチ不在時の練習試合等は認めない。

ウ 他校への練習試合や大会時は、本校の生徒としての自覚を持ち、責任ある行動を心がける。

⑥ 活動停止について（大会への出場等は、部活顧問会で審議し校長が決定する。）

ア 生徒心得及び部活動心得に違反をするなどし、生徒指導上の問題等を起こした場合は、個人又は部を数日間の活動停止にすることができる。

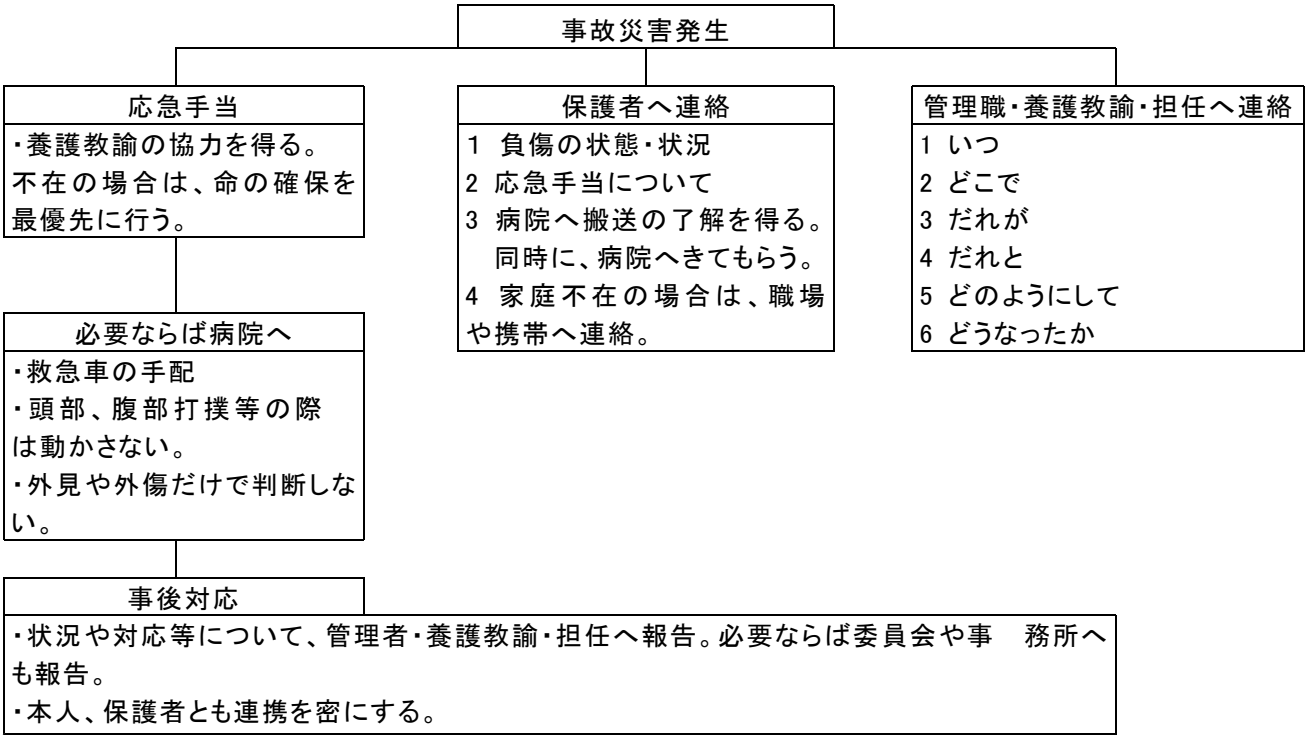
⑦ 健康安全について

ア 休養や活動時間を適切に設定し、健康・安全に十分留意する。（熱中症等）

イ 事故発生の場合は速やかに応急処置を行い、次のように連絡する。

ウ 熱中症アラート発令中の部活動においては、気象状況や生徒の健康管理に細心の注意を払い実施すると共に､活動時間を短縮するなどの最大限の配慮をすること。

エ、屋外(野球・テニス）部活は特に、雷注意報の発令時には細心の注意を払い、部員の安全を確保するものとする



⑧　施設利用について

ア　体育施設、及び施設内の用器具の利用については大切・丁寧を心がけること。

イ　使用後のモップがけや、清掃割当箇所の定期的な清掃を心がけること。

※清掃割当箇所は上野中学校部活心得に記載

⑨　その他

ア　平日・休日問わず、部活終了後の買い食いは認めない。

イ　勉強と部活動のけじめを付け、両立できるようにする。

ウ　部活動を休むときには、顧問又はキャプテンに直接連絡をする。

エ　心身の成長や運動技能の向上、更には健康の保持増進の上で望ましい栄養の取り方を考えられる能力を身につけるようにする。

オ　学校、指導者、部員、保護者が一丸となり、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に努める。

※校内相談体制（窓口）を設置し、生徒への情報を発信する。

（部活動主任、生徒指導主任、教頭の３名を担当窓口とする）